

DNA捜査 拡充へ議論を

犯行現場に残されたDNAの情報から、犯人の「顔」や「年齢」を推定できないか。長期未解決事件の遺族らからこんな要望が上がっている。現状の捜査では、DNA情報は指紋のように型の照合に使われるにとどまるが、さらに踏み込んで犯人像を浮かび上がらせてほしいという思いからだ。ただ、技術的困難や個人情報の保護など課題が多く、実現へのハードルは高い。(米田怜央)

犯人の顔推定に活用 殺人事件の遺族会要望

「思うように情報が集ま
つてこない。事件解決が先
か、命が(尽きるのが)先
か、ぎりぎりの状況」。9
月9日、小林賢二さん(78)
は、上智大4年だった娘の
順子さんが殺害された東京
都葛飾区の自宅跡で、言葉
を絞りだした。事件は未解
決のまま、この日で28年と
なった。

これまで警視庁に170
0件以上寄せられた情報は
減少傾向にある。事件現場
からは犯人のDNA型が検
出され、警察庁に保管され
ている多くの容疑者の記録
と一致するかどうか照合さ
れているが、特定には至っ
ていない。



娘の順子さんの遺影の前で、事件解決を訴える小林賢二さん＝東京都葛飾区で

法整備で権利守る必要

大阪大の水谷規男教授(刑事訴訟法)の話 DNAは取得された本人だけではなく、血縁関係者にまで及ぶ究極の個人情報といえる。DNA型鑑定に使われるデータが、警察の内規だけで利用、保管されている現状がすでに問題だ。顔の復元など身体的な遺伝情報の利用に進む前に、資料の採取方法やデータの活用範囲を議論し、法律で明確に定めていくことが、個人の権利を守るために必要となっていこう。

DNA型鑑定 現在の検査では565京(京は1億の1億倍)人に1人を識別できる。警察庁は犯人が現場に残したとみられる遺留物のDNA型と、容疑者から採取したDNA型それぞれのデータベースを運用。このデータベースと照合させて容疑者の割り出しや、関連の事件を調べている。鑑定にはDNAのうち身体的特徴にかかわる遺伝情報以外を使う一方、似顔絵や年齢の推定には遺伝情報が必要となる。DNAを使った捜査を規定した法律はない。

用語解説

必要なデータ不足 精度途上 警察庁内規だけで保管・運用

「こうした未解決事件で、
警視庁はDNAの活用を深
めてきた。捜査関係者によ
ると、約20年前に外部の専
門家に依頼し、2000年の
宮沢みきおさん(当時
44)一家4人殺人事件
で、現場に残された犯人の
DNAから「父方は日本を
含む東アジア系、母方は南
欧系の可能性が高い」との
推定を得たという。

現在さらに研究は進み、
東海大の今西規教授(生命
情報学)によると、顔の形
とDNAを解析すること
で、理論上は8割の精度の
似顔絵を作ることができ、
誤差数歳の範囲で年齢を予
測する技術もあるという。

先進地の米国では似顔絵が
捜査に貢献した例もある。

「こうしたことから、小林
さんが会長を務める殺人事
件の遺族会「宙の会」は20
年から、DNAを基に顔や
年齢を推定する手法と、そ
れに伴う法整備を国に要望
してきた。

ただ、課題は多い。「日
本では必要なDNAと顔の
データがまだ集まっておら
ず、正確な似顔絵を作れる
段階ではない。栄養や運動
で顔が変わることに注意
が必要だ」と今西教授。捜
査関係者によると、警視庁
は数年前、宮沢さん一家殺
人事件の犯人のDNAから
似顔絵の作成を検討した
が、精度の問題などから立
ち消えになった。

個人情報上の懸念もあ
る。無罪判決が確定した男
性がDNA型を警察庁のデ
ータベースから削除するよ
う求めた訴訟で、8月の名
古屋高裁判決は「データを
みだりに保有され、利用さ
れない自由が憲法で保障さ
れている」と判断し、抹消
を命じた。同時に、現在の
内規による運用ではなく、
法整備を求めた。

警察庁は本紙の取材に、
DNA型鑑定以外の捜査へ
の活用は「現時点で想定し
ていない」と回答し、検討状
況も明かさなかった。小林
さんは「被害者や遺族は一
握りで、賛否以前に関心が
持たれていない。まずは議
論を始めてあらゆる可能性
を探ってほしい」と話した。